

経済学部 学部学生・大学院生の皆さんへ

新しい学生懲戒処分制度の説明会

5月19日(水) 17:00～ 第2教室(経済学研究科棟3階)

学生に対する懲戒処分制度が変わります。

国立大学の法人化に伴い、東京大学が学生に対して行う懲戒処分制度の改正が予定されています。これらの改正は、学部学生・大学院生の皆さんの学生生活、研究生活に影響があるかもしれません。

例えば、試験における不正や学内外における犯罪があつた場合、大学側が停学や退学といった形で、学生を処分することがあります。もちろん、大学側も問答無用で処分するわけではなく、事実関係の調査をしたり、学生の言い分を聞く機会を設けたり、処分の程度が適当かを審議したりします。

今回の処分制度の改正では、審議の過程に「**参考人団**」の導入が検討されています。「**参考人団**」の構成員には、**学生も含まれる**ことから、審議過程に学生が関わつていく予定となつて

います。学生の皆さんは処分される側だけではなく、審議する側に立つ可能性もあります。

新制度移行に関して、不明瞭な点も多いことから、経済学研究科 大学院生自治会は、説明会を要請しました。

その結果、5月19日(水)の17時から(最長18時30分まで)経済学研究科棟3階の第2教室において、古田元夫(学生生活委員会委員長(副学長))を中心とした説明会を行いました。

今回の説明会が、学生と大学側との意思疎通を深め、学生からの意見収集や学生の立場からの制度改善の一助となれば、幸いです。

経済学部の学部学生・大学院生の参加を歓迎いたします。

(経済学研究科 院生自治会委員長 齋藤経史)

「学生生活関連規程集および新しい学生懲戒処分制度に関するパブリックコメントの実施について」は、東京大学の Website のトップページからリンクがつながっています。(学内のみアクセス可)
5月19日の説明会について、ご意見、ご質問があれば、master@kejjisaito.info までお知らせください。